

一管区水路通報第 3 7 号

令和 7 年 9 月 2 6 日

第一管区海上保安本部

=====		
第 6 4 7 項	北海道南岸	函館港・・・・・・・・・・救難訓練
第 6 4 8 項	北海道南岸	室蘭港西方・・・・・・・・・・照明弾発射訓練
第 6 4 9 項	北海道南岸	襟裳岬北方・・・・・・・・・・灯台について
第 6 5 0 項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・もやい銃発射訓練
第 6 5 1 項	北海道南岸	厚岸港・・・・・・・・・・ボーリング作業
第 6 5 2 項	北海道北岸	紋別港・・・・・・・・・・水路測量（期間変更）
第 6 5 3 項	北海道北岸	枝幸港・・・・・・・・・・防波堤等改良工事
第 6 5 4 項	北海道西岸	増毛港及び付近・・・・・・・・・・小型船舶操縦訓練
第 6 5 5 項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・・・環境調査
第 6 5 6 項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・・・簡易標識灯設置
第 6 5 7 項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・・・サイロ存在
第 6 5 8 項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・・・タンク存在
第 6 5 9 項	北海道西岸	小樽港・・・・・・・・・・タンク存在
第 6 6 0 項	北海道西岸	小樽港北方・・・・・・・・・・簡易標識灯設置
第 6 6 1 項	北海道西岸	奥尻島・・・・・・・・・・灯台光達距離変更等（予告）
第 6 6 2 項	北太平洋北西部	・・・・・・・・・・海洋調査
=====		

=====

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

=====

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

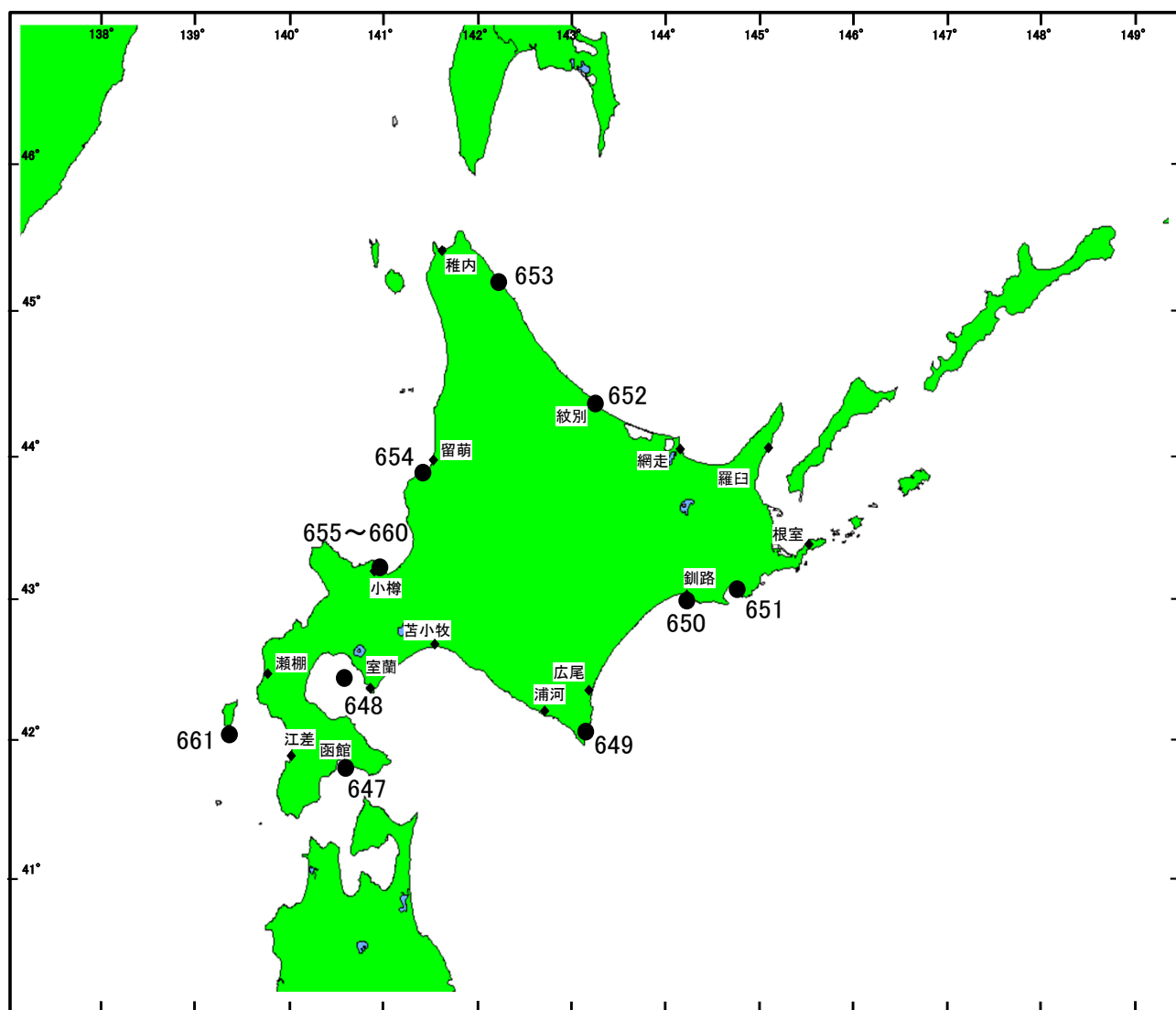
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



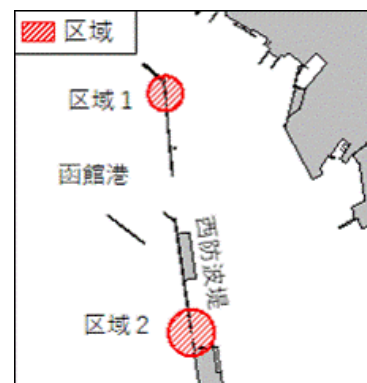
※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ662項については各項を参照ください。

7年647項 北海道南岸 — 函館港、第2区～第6区 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

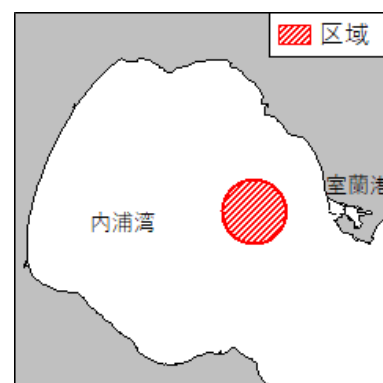
期 間	令和7年10月1日、3日、6日、9日、10日、17日、27日 1045～1145、1400～1630
区 域	1 41-48-15.7N 140-41-56.3E を中心とする半径150mの円内 2 41-47-08.9N 140-42-06.1E を中心とする半径200mの円内
備 考	吊り上げ訓練を行う
海 図	W6
出 所	函館航空基地



7年648項 北海道南岸 — 室蘭港西方 照明弾発射訓練

下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練が実施される。

期 間	令和7年10月13日 1330～1650
区 域	42-21.0N 140-45.5E を中心とする半径3海里の円内
備 考	訓練中、紅色せん光灯点灯及び国際信号旗「UY」旗掲揚
海 図	W17
出 所	室蘭海上保安部



7年649項 北海道南岸 — 襟裳岬北方 灯台について

下記灯台は、改修工事に伴う緑色養成ネット設置により灯塔が見え難くなる。

期 間	令和7年10月上旬～中旬
灯台名称	えりも岬港東外防波堤灯台
位 置	41-56.3N 143-14.8E
海 図	W1031
参照書誌	411 0120.2番
出 所	第一管区海上保安本部



7年650項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区 もやい銃発射訓練

図に示す区域で、巡視船によるもやい銃発射訓練が実施される。

期 日	令和7年10月1日 1400～1530
備 考	警戒船配備 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚
海 図	W31
出 所	釧路港長



7年651項 北海道南岸 — 厚岸港 ボーリング作業

下記区域で、スパット台船によるボーリング作業が実施される。

期 間 令和7年9月29日～11月10日 日出～日没

区 域 下記地点付近

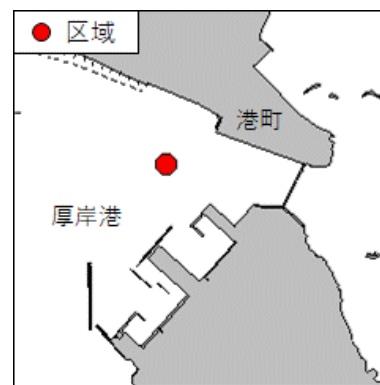
43-02-55.2N 144-50-19.6E

備 考 警戒船配備

台船の四隅は黄色灯(毎4秒に1せん光)で標示

海 図 W36

出 所 釧路海上保安部



7年652項 北海道北岸 — 紋別港 水路測量(期間変更)

一管区水路通報7年31号554項削除

下記区域で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和7年10月31日までのうち2日間

区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 44-21-06.9N 143-21-31.0E (岸線上)

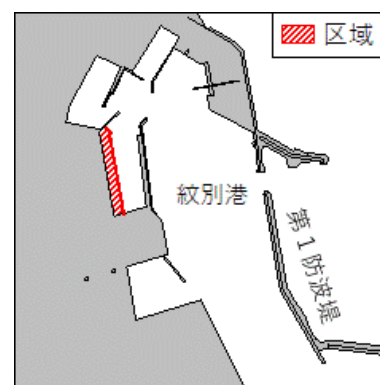
(2) 44-21-06.2N 143-21-31.9E

(3) 44-20-56.4N 143-21-34.2E (岸線上)

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W29(紋別港)

出 所 第一管区海上保安本部



7年653項 北海道北岸 — 枝幸港 防波堤等改良工事

図に示す区域で、作業船及び潜水士による防波堤及び物揚場の改良工事が実施されている。

期 間 令和8年3月18日まで 日出～日没

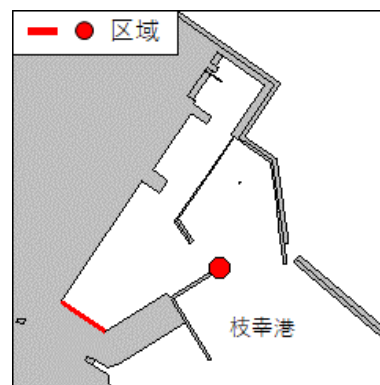
備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

工事区域は浮標で標示

工事に伴い船舶の係留不可

海 図 W29(枝幸港)

出 所 稚内海上保安部



7年654項 北海道西岸 — 増毛港及び付近 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和7年10月1日～5日 0700～1700 又は日没

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-52-15.6N 141-32-22.6E

(2) 43-52-15.6N 141-32-49.5E

(3) 43-51-46.5N 141-32-49.5E

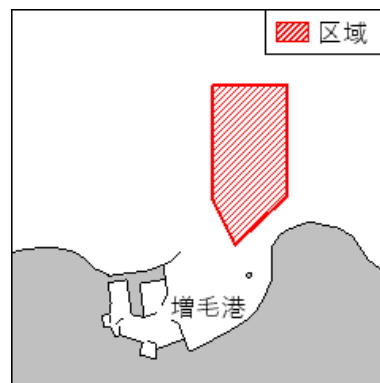
(4) 43-51-34.3N 141-32-30.9E

(5) 43-51-46.5N 141-32-22.6E

備 考 訓練中、区域内に浮標3基設置

海 図 W40A(増毛港)－W1045

出 所 留萌海上保安部



7年655項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 環境調査

下記区域で、作業船及び潜水士による環境調査が実施される。

期 間 令和7年10月2日～31日 日出～日没

区 域 1 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-12-39.3N 141-00-28.3E (岸線上)

(2) 43-12-30.2N 141-00-36.8E

(3) 43-12-21.9N 141-00-13.4E

(4) 43-12-23.9N 141-00-07.2E

(5) 43-12-35.3N 141-00-13.3E (岸線上)

2 下記2地点付近

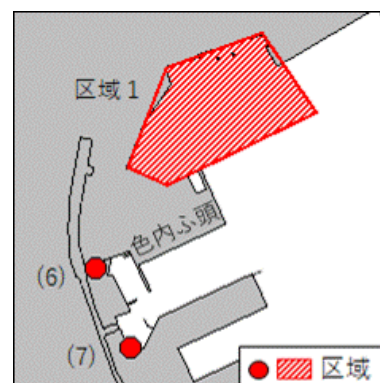
(6) 43-12-12.3N 141-00-02.4E

(7) 43-12-03.2N 141-00-07.9E

備 考 潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W5

出 所 小樽港長



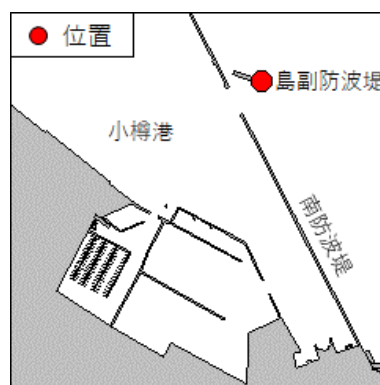
7年656項 北海道西岸 — 小樽港、第3区 簡易標識灯設置

下記位置に、簡易標識灯（赤色 毎4秒に1せん光）が設置されている。

位 置 43-11-26.8N 141-01-51.6E

海 図 W5

出 所 第一管区海上保安本部



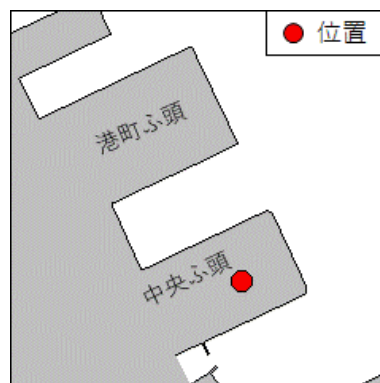
7年657項 北海道西岸 — 小樽港 サイロ存在

下記位置にサイロが存在する。

位 置 43-11-36.8N 141-00-48.6E (直径 約22m)

海 図 W5

出 所 第一管区海上保安本部



7年658項 北海道西岸 — 小樽港 タンク存在

下記位置にタンクが存在する。

位 置 下記3地点

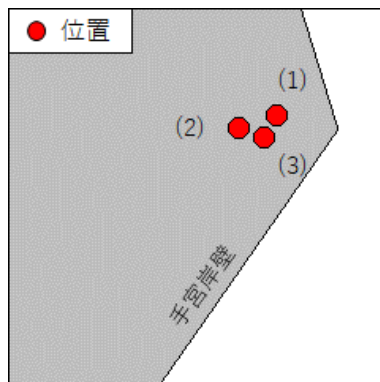
(1) 43-12-33.5N 141-00-12.8E (直径 約7m)

(2) 43-12-33.3N 141-00-12.1E (直径 約7m)

(3) 43-12-33.2N 141-00-12.5E (直径 約7m)

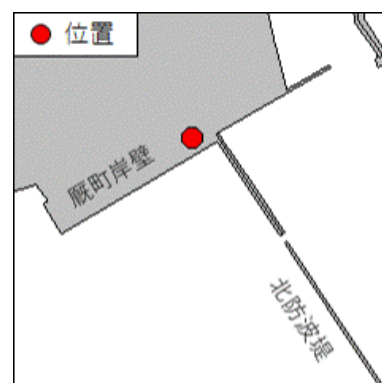
海 図 W5

出 所 第一管区海上保安本部



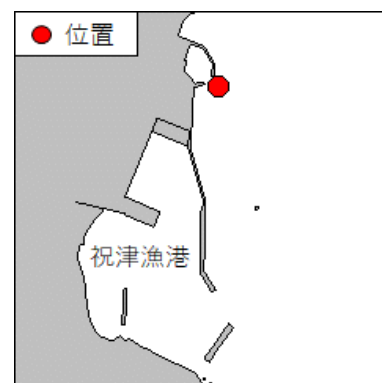
7年659項 北海道西岸 — 小樽港 タンク存在
下記位置にタンクが存在する。

位 置 43-12-42.3N 141-00-43.8E (直径 約7m)
海 図 W5
出 所 第一管区海上保安本部



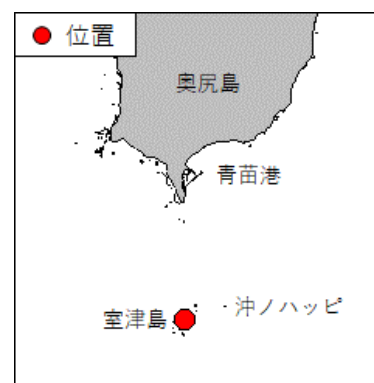
7年660項 北海道西岸 — 小樽港北方 簡易標識灯設置
下記位置に、簡易標識灯（赤色 毎4秒に1せん光）が設置されている。

位 置 43-14-07.5N 141-00-58.7E
海 図 W5
出 所 第一管区海上保安本部



7年661項 北海道西岸 — 奥尻島、青苗港南方 灯台光達距離変更等（予告）
下記灯台は光達距離が変更される。

変更予定日 令和7年10月中旬
灯台名称 室津島灯台
位 置 42-00.9N 139-27.1E
光達距離 (変更前) 8.0海里
(変更後) 7.5海里
備 考 分弧は廃止される
天候により日程が変更されることがある
海 図 W32-JP10-W10-JP11-W11-W43
参照書誌 411 0613番
出 所 第一管区海上保安本部



7 年 6 6 2 項 北太平洋北西部 ― 海洋調査

下記区域で、調査船「北光丸(902t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和 7 年 10 月 6 日～17 日

区 域 1 下記 13 地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 43-16.0N 145-43.5E
- (2) 43-00.0N 145-50.0E
- (3) 42-54.0N 145-37.0E
- (4) 42-40.0N 144-55.0E
- (5) 42-38.0N 144-11.7E
- (6) 42-52.0N 144-00.0E
- (7) 42-56.0N 144-16.8E
- (8) 42-56.0N 144-20.8E
- (9) 42-54.0N 144-34.0E
- (10) 42-55.0N 144-46.0E
- (11) 42-58.0N 145-04.0E
- (12) 43-06.0N 145-16.0E
- (13) 43-08.0N 145-30.0E

2 下記 2 地点を結ぶ線上付近

- (14) 42-52.5N 144-48.8E
- (15) 38-00.0N 147-15.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W 1 0 7 0

出 所 水産資源研究所

